

工事等に係る入札及び契約に関する情報の公表要領

(平成 22 年 6 月 21 日制定)

(平成 23 年 3 月 23 日改正)

(趣旨)

第 1 この要領は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）の趣旨を踏まえ、公立大学法人岩手県立大学が実施する工事等における入札及び契約に係る情報の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する工事をいう。

(2) 建設関連業務 次に掲げる業務をいう。

ア 測量

イ 建築関係建設コンサルタント

ウ 土木関係建設コンサルタント

エ 地質調査

オ 補償関係コンサルタント

(3) 施設管理等関係業務

(公表の対象)

第 3 入札執行の設計額が 500 万円以上の工事、建設関連業務及び施設管理等関係業務について公表を行うものとする。

(公表の内容)

第 4 公表は、次に掲げる事項とする。

(1) 一般競争入札又は条件付一般競争入札を執行した場合における入札過程及び結果に関する事項で次に掲げる事項

ア 入札者名及び各入札者の入札金額

イ 落札者名及び落札金額

ウ 予定価格、予定価格の作成に用いた設計金額の積算内訳（施設管理等関係業務を除く。）

(2) 指名競争入札を執行した場合における入札過程及び結果に関する事項で次に掲げる事項

ア 指名競争入札に付した根拠及び理由

イ 指名を行った者の商号又は名称及び指名理由

ウ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額

エ 落札者名及び落札金額

オ 予定価格、予定価格の作成に用いた設計金額の積算内訳（施設管理等関係業務を除く。）

(3) 契約を締結した場合における契約の内容で次に掲げる事項（施設管理等関係業務を除く。）

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 契約の名称、工事種別（または業種）及び概要

ウ 工事または業務に着手する時期及び工事または業務の完成時期

エ 契約金額

- (4) 金額の変更を伴う契約変更を行った場合においては、第3号イからエに掲げる事項及び変更理由（施設管理等関係業務を除く。）

（公表の時期及び方法）

第5 第4により公表する事項については、次に掲げるところにより遅滞なく公表を行うものとする。

- (1) 第1号に掲げる事項

落札決定後に公表するものとする。ただし、ウのうち設計金額の積算内訳については、契約締結後に公表するものとする。

- (2) 第2号に掲げる事項

落札決定後に公表するものとする。ただし、オのうち設計金額の積算内訳については、契約締結後に公表するものとする。

- (3) 第3号及び第4号に掲げる事項

契約締結後に公表するものとする。

2 前項各号による公表については、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 第1号に掲げる事項については、次に掲げる書面を閲覧に供するものとする。

ア 入札調書の写し

イ 別紙の基準により公表を行う設計金額の積算内訳書

- (2) 第2号に掲げる事項については、次に掲げる書面を閲覧に供するものとする。

ア 指名競争入札に付する理由書（別紙様式）

イ 入札調書の写し

ウ 別紙の基準により公表を行う設計金額の積算内訳書

- (3) 第3号及び第4号に掲げる事項については、次に掲げる書面を閲覧に供するものとする。

ア 契約書（別記、附属条件、特記仕様書及び設計図書等を除く。）の写し

イ 変更契約を行った場合にあっては、変更請書又は変更契約書（特記仕様書及び設計図書等を除く。）の写し及び設計金額の積算内訳

3 インターネットによる公表については、次のとおり行うものとする。

一般競争入札、条件付一般競争入札及び指名競争入札の執行後、契約を締結した場合にあっては、入札調書の写し

（公表期間）

第6 公表する内容を記載した書面は、入札を執行した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日以降に入札する工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月22日から施行する。